

あいさつ

会長 染川 朗

第24回中央委員会にご参集いただきました中央委員の皆様、大変お疲れさまです。日頃はNCCUの運動に役員として参加・参画・ご協力をいただいておりますこと、心から感謝申し上げます。また、高齢者や障がい者等の暮らしと命を支えるために、現場で奮闘されている全ての組合員に敬意を表します。

中央委員会の開会あいさつに先立ちまして、今年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により尊い命をなくされた方々のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表するため、黙祷を捧げたいと思います。お立ちになれる方はご起立をお願いします。

～～黙祷～～

さて、今回の地震に際し、NCCUでは発災当日の1月1日に災害対策本部会議を立ち上げ、組合員の安否確認や現地の状況把握に努めるとともに、必要な対応について検討をしてまいりました。

現在は、NCCU共済の迅速な給付対応、専従職員のボランティア派遣の事前エントリー等を進めているほか、上部団体であるUAゼンセンが実施する、被災者への支援および被災地の復旧・復興支援を目的とした緊急カンパ活動に対し、組織カンパとして100万円を中央執行委員会承認のもと予備費から拠出いたしました。

今回の地震ではNCCU組合員も、家屋が損壊するなどの被害により避難所での不自由な生活を余儀なくされるなどの影響を受けました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。NCCUとしては東日本大震災と同様に息の長い支援に取り組んでいく所存です。

介護保険法改正、介護報酬改定について触れたいと思います。

本年4月からの改正に向けた検討は、一昨年3月から社会保障審議会で進められ、NCCUも従事者を代表する立場で委員として議論に参加してきました。全体を振り返ってみると「社会保障費の伸び率を高年齢者数の伸び率以下に抑える」という国の基本方針のもと、「給付の抑制」「負担の拡大」ありきの議論だったとの印象です。

制度改正については、議論を先送りし続けてきた「給付と負担」のテーマが昨年末にようやく決着し、介護サービスの利用者に大きな影響を及ぼす「2割負担対象者の拡大」は2024年度改正では実施せず、2027年度改正に向けて継続して検討することとなりました。また、65歳以上の1号被保険者が負担する保険料は現在よりも多段階化し高所得者の負担増、低所得者の負担軽減を図るとともに、増収分の一部を介護職員の処遇改善にあてることとなりました。

そして、新たな仕組みとして、介護事業者の経営数値や介護従事者の賃金水準の公表が義務付けられることとなりました。このことは、事業者の経営内容の透明性確保を通じた経営の健全化につながることに加え、賃金水準の公表義務により競争原理が強く働くことで、従事者確保のための賃金水準の引き上げ効果が期待できると思われれます。

介護報酬改定については、全体で1.59%のプラス改定となりました。内訳は介護職員の処遇改善分として0.98%、その他0.61%であり、処遇改善以外の0.61%についてはその他の職員の賃上げに使えるとしています。

昨年、NCCU組合員やUAゼンセンの仲間を中心に展開した介護報酬改定に関する署名活動は目標50万筆に対して63万5千筆を超える方々の署名をいただくことができ、10月18日、厚生労働大臣あてに提出しました。その効果もあって処遇改善対策として何とかプラス改定となりました。ご協力いただいた方々に深く感謝申し上げます。

ただし、署名活動においては反省すべき点もあります。今回の署名活動には50万筆という目標のほかに、もう一つ「全ての組合員が取り組む」という目標を掲げていました。前回2020年に行った署名活動に比べ、取り組んだ事業所は増えたものの、残念ながら半数以上の事業所が署名活動に全く取り組まなかったという点です。今後、署名活動に限らず「労働運動は、一人一人は微力でも、その力が集まることで大きな力となる」ということを組合員に徹底していくことが必要です。

この考え方をNCCU内に定着させられるよう皆さんにもご協力をお願いします。

厚生労働省は、今回の改定による処遇改善については、2024年度2.5%、額にして7,500円、2025年度2%、額にして6,000円のベースアップによる賃金改善が可能だとしています。しかし、特に2025年度の2%引き上げの仕組みはいまだに具体的な方法が見えていません。

NCCUが昨年実施した2023年賃金実態調査の結果によると、介護従事者の2022年の平均年収は392万4,000円でした。全産業平均は496万5,700円ですから、いまだに年間104万1,700円、一カ月あたりに換算して8万6,800円もの格差があります。昨年の他産業での大幅な賃金改善の影響を考慮すると、2023年の平均年収の格差はさ

らに拡大しているものと考えられます。

また、厚生労働省の雇用動向調査の結果によりますと、2022年は介護・福祉職員の離職者が入職者を約6万3,000人上回る離職超過だったとのこと。本来は高齢者数がピークを迎える2042年に向けて介護職員数の純増を図る必要があるにもかかわらず、実態は増えるどころか減り始めているということです。

こういった状況を踏まえると、処遇改善が上積みされたとはいえ満足できる結果ではありません。国は、可及的速やかに他の産業に比して遜色のない処遇の実現を図るべきです。

NCCUでは先月末に2023年賃金実態調査の結果について記者報告会を開きました。

この時に記者の方から「今回の報酬改定に点数をつけるとしたら何点ですか」との質問がありました。私は「『現在の1カ月当たりの格差86,800円』に対する『今回の処遇改善の上乗せ額』の比率が点数です」と答えました。改めて計算してみますと、仮に8万6,800円を100点満点とした場合、今年が9点、来年が7点、足して16点となり赤字、追試の水準です。これまで処遇改善加算の対象外となっていた居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業所などが引き続き加算の対象とならないこと等を勘案すると、さらに厳しく評価するべきでしょう。

その他の報酬改定の中身を見てみますと、様々なサービス種別において基本報酬がプラスとなっている中、訪問介護をはじめとする4つのサービスにおいて、基本報酬が引き下げられました。

特に、人材確保ができないことを理由に事業所の廃止が増加している訪問介護は、処遇改善加算を引き上げたことを理由に、基本報酬はそれを上回る引き下げとなりました。訪問介護員の有効求人倍率は15倍を超え、現存職員の高齢化も課題となっています。そのため、単に人員の補充という表現にとどまらず、世代交代の必要があるとまで言われるようになっていきます。訪問介護員の賃金は処遇改善加算だけで払われているわけではなく、そのほとんどは基本報酬から支払われています。そのような状況にも関わらず、基本報酬を引き下げるとは暴挙といっても過言ではありません。必要な訪問介護サービスを受けられない介護難民が増加することにより介護離職者が増加するなど、社会全体への悪影響も懸念されます。

2024年度制度改正、報酬改定については中身が固まってきたわけですが、内容が満足できる結果ではない以上、NCCUとしてはまだまだあきらめていません。

既にNCCU政治顧問、UAゼンセンの組織内国会議員と今回の改正・改定の問題点を共有し、国政の場で解決を図っていただけるよう連携を強化しています。

加えて、支部活動の中でも友好議員と連携し、自治体に対して独自の処遇改善策を講じるよう求めており、東京都では日頃から連携している後藤なみ都議会議員のご尽力で、来年度から東京都内で勤務する介護職員・ケアマネジャーに対し月額2万円から1万円の手当が支払われることになりました。他の都道府県にも波及し東京都同様の取り組みが進むよう、各支部においての政策実現活動に引き続きご協力をお願いします。

最後に、本中央委員会の主要議題であります2024労働条件交渉について述べたいと思います。

国内では、原材料価格・人件費のコスト転嫁や為替の影響によって物価の上昇が続いています。暮らしに欠かせない食料品や生活必需品もほとんどが値上がりし、賃金改善を上回る物価上昇により、実質賃金の低下が続いています。このような情勢を踏まえ大企業を中心に、昨年から大幅な賃金の底上げ、ベースアップの流れが生まれています。

しかし昨年、NCCUの各分会では精力的に交渉を展開していただきましたが、介護業界は事業収入のほとんどが自由に価格転嫁できない公定価格である介護報酬が占めていること、物価上昇によるコストアップで経営に余力がないこと等が要因となり、物価上昇率とは程遠い賃金改善結果となり、一時金についても業績の悪化により支給水準の低下が見られました。

組合員の暮らしへのダメージは計り知れません。

政府が新たに講じる処遇改善では物価上昇に賃金が追い付かないことは明白です。

物価が上昇し、同じ賃金では同じ生活が維持できない社会情勢等を踏まえた処遇改善の必然性、業績への貢献や組合員の成長に対する評価に加え、賃金水準の公表制度の導入に伴い競争力の高い賃金とする必要性があり、そのことが人材確保の鍵となることなどをしっかりと法人に訴えて、国の処遇改善策のみに頼ることなく、労働条件の向上のための力強い交渉を展開していかなければなりません。

最後に、これから方針を決定し、統一交渉として進めていく春季労働条件交渉は、決して組合役員、分会役員だけで臨むものではありません。組合員全員が一丸となって交渉に臨むことをお願いして、NCCUを代表しての挨拶とさせていただきます。

以上